

「情報系システムに係るクラウドサービスの提供業務一式」調達仕様書に対する意見

No	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	回答
1	要件定義書	2-3	2	表 2.2 1 全体スケジュール概要	要件定義書に記載されているテストや移行等の作業について、本受託者としていつ頃実施されるか明記願います。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	全体スケジュールの「設計・利用準備」にて、クラウド環境を引き渡す前に、クラウド環境の設定が正しいこととテストを実施いただく想定です。  また、全体スケジュールの「保守」にて、AP設計開発事業者が主体で実施するテスト、および移行の支援を実施していただく想定です。  ■AP設計開発事業者のテストに関する想定スケジュール(案) 結合テスト:令和4年4月～5月 システムテスト:令和4年6月～8月 受入・運用テスト:令和4年8月～10月  ■移行についての想定スケジュール(案) 移行テスト(情報系単体):令和4年3月～5月 移行リハーサル(全体):令和4年6月～10月 本番移行:令和4年11月～12月	また、「表 2.2 1」について保守環境について記載を追加いたします。
2	要件定義書	2-3 5-38	2.5	2.2 5.17(2)	2.2 なお、サービス開始後は安定稼働となるまでの業務影響に鑑み、受託者による1年3か月の保守作業を想定している。  5.17(2) 保守期間は、令和5年1月のシステム稼働以後、令和6年3月31日までとする。	調達仕様書の契約期間は令和7年12月31日までとなりますが、保守作業は令和6年3月31日まででよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	保守期間について、記載誤りのため修正いたします。要件定義書の記載については、契約期間と同じ令和7年12月31日までとなります。
3	要件定義書	5-16	5	表 5.5 2 可用性対策	プライベートクラウドサービスとデータセンターとの間における回線は、異なる通信事業者を利用することにより、接続するアクセス回線を二重化すること。	「異なる通信事業者を利用することにより、接続するアクセス回線を二重化すること。」「はWAN回線導入事業者様の役割と想定いたしますがいかがいでしょうか。 また、二重化するのは本番環境クラウド向けの接続のみという認識でよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。 修正案:「二重化した回線での接続が可能であること」等	お見込みのとおりです。要件定義書の記載については、修正をいたします。
4	要件定義書	5-16	5.5 可用性対策	(2)可用性対策	3項番に「接続するアクセス回線を二重化すること」とあります。	質問:本番環境、保守環境、結合テスト環境のそれぞれに対して二重化を行うことを求めているのでしょうか?または本番環境だけを想定されているのでしょうか?	見積り算定の前提条件となるため。	二重化の対象は、本番環境のみとなります。
5	要件定義書	5-20	5	表 5.10 1 情報セキュリティ対策	データセキュリティ対策 データに対するセキュリティ対策は、AP設計開発事業者が実施する。	本項目にストレージに対するセキュリティ対策も含まれるとの認識であれば、ストレージやバックアップファイルに対する暗号化については本受託者のスコープと想定されませんがいかがでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	お見込みの通りです。修正いたします。
6	要件定義書	5-26	5	5.11.5	クラウドサービスの管理コンソールへの接続のために、運用監視端末からのインターネット接続が必要となると考えますが、当該インターネット回線の敷設、モバイルwifi等の導入作業および回線利用料についても受託者の役割範囲という認識でよろしいでしょうか。	クラウドサービスの管理コンソールへの接続のために、運用監視端末からのインターネット接続が必要となると考えますが、当該インターネット回線の敷設、モバイルwifi等の導入作業および回線利用料についても受託者の役割範囲という認識でよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	お見込みの通り、クラウドサービスの管理コンソールを利用するための環境の導入作業や回線利用料についても受託者の提供範囲となります。  下記を留意いただく想定です。 インターネット回線:運用監視センターと東日本DCの2カ所から管理コンソールを利用するためのインターネット回線。 ハードウェアトークン:管理コンソール利用時に多要素認証を行うためのトークン。受託者が利用する数だけ用意ください。
7	要件定義書	5-26	5.11.6 ネットワーク構成		表 5.11.6-1 に記載の保守環境と結合テスト環境に留意する回線	質問:保守環境と結合テスト環境用、別々に回線を留意するという解釈で正しいでしょうか	見積り算定の前提条件となるため。	保守環境と結合テスト環境の回線は1つの回線に纏める想定です。記載を修正いたします。
8	要件定義書	5-11 5-27	5	表 5.3-1 表 5.11-4	・ストレージ利用サイズ ・インスタンス一覧	左記等の数値情報につきましては、情報系システムAP開発事業者が設計の中で試算されている情報と認識していますが、最終の値と合うことよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	AP設計開発事業者が試算した値に修正をいたします。
9	要件定義書	5-35	5	表 5.14 1 引継ぎに関する事項	項番2 本システム稼働後1年3か月の期間	「本システムの稼働後1年3か月」は情報系システムがサービス開始される令和 5年1月から令和6年3月という認識でよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	保守期間については、契約期間と同じ令和7年12月31日までとなります。 「表 5.14 1」の引継ぎに関する事項につきましては、保守期間の修正と合わせて、表全体を修正いたします。
10	要件定義書	5-36	5	表 5.16 2 運用管理方針一覧		ヘルプデスク事業者を経由した問合せ対応は実施されない予定でしょうか。 上記の場合は、ヘルプデスク事業者への引継ぎ等も必要となる認識でしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	ヘルプデスク事業者を経由した問合せ対応など発生する想定です。必要に応じて引継ぎを実施いただきますので、ご指摘内容について記載を追加いたします。
11	要件定義書	5-36	5	表 5.16 3 運用監視要件一覧	監視項目	「表 5.16 3 バックアップ取得及び保管要件一覧」に「クラウドサービスの機能が提供される場合、利用する可能性がある。」との記載がありますため、当該バックアップ処理の成否について監視項目に追加したほうがよろしいのではないのでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	クラウドサービスの機能を利用したバックアップの成否について監視いたします。「表 5.16 3 運用監視要件一覧」の項番2のエラー監視に該当します。
12	要件定義書	5-37	5	(7)バックアップ取得及び保管 表 5.16 5 バックアップ取得及び保管要件	AP設計開発事業者により、必要な仕様が提供されるが、クラウドサービスの機能が提供される場合、利用する可能性がある。	上記の記載、並びに表 5.16.5 の記載では、情報系システムAP開発事業者が基本的バックアップ機能を構築すると見受けられますが、クラウドサービスの機能にてバックアップ機能を提供する方法となった場合は、本受託者がクラウドサービス箇所の設計・構築・テスト等実施を行うという認識でよろしいでしょうか。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	AP設計開発事業者がクラウドサービスの機能を含めてバックアップを設計し、設定に必要な情報の提供を致します。本調達の受託者は、AP設計開発事業者と調整し、構築、テストを実施いただく想定です。
13	要件定義書	5-37	5.16 運用に関する事項	(7)バックアップ取得及び保管	項番7保管期間	質問:バックアップデータの保管期間が協議事項となっており明記されていないようです。こちらはクラウド基盤側のストレージのサイズの算定などの見積りにも必要な情報と考えますが、具体的に数値でお示しいただくことを検討願えないでしょうか	見積り算定の前提条件となるため。	バックアップデータの保管期間については、閲覧資料に記載いたしますのでご参照ください。 ストレージのサイズについては保管期間を考慮したデータサイズを項番 5.3.2に記載いたします。
14	要件定義書	5-40	5	表 5.17-2	5.17-2 本システムが稼働するクラウドサービスについて構成ソフトウェアの更新プログラム及びセキュリティパッチ等が提供されている場合、当該情報を協会に提示し、速やかに適用すること。	一般的なクラウドサービスにおいて、構成ソフトウェアは公開されないことより、更新プログラムやセキュリティパッチの有無も公開されませんが、貴協会への提示や速やかな適用は本受託者では難しいかと思われます。記載変更いただけずようお願いいたします。	適正な見積りを実施するために必要な情報であるため。	公開されない情報については提示対象外としますが、公開された情報については記載のとおり対応をお願いいたします。